

## 答申書

葉山町長 山梨崇仁 殿

葉山町情報公開審査会  
会長 相川忠夫

当審査会は、平成26年9月9日、実施機関（葉山町長）から、平成26年5月22日付情報部分公開決定（葉総第40号。以下「本件決定」という。）に対する異議申立人の同年7月22日付異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について諮問（葉総第109号）を受け、審議した結果、次のとおり答申する。

### 一 答申

本件異議申立てには理由がないから、これを棄却すべきである。

### 二 本件異議申立ての概要

#### 1 本件異議申立てに至る経緯

##### (1) 平成25年11月19日付情報部分公開決定

異議申立人は、平成25年11月11日、葉山町情報公開条例（以下「町条例」という。）第4条第1項に基づき、同24年度および同25年度に実施された職員の財務・会計、入札などに関する研修の実績、計画の公開請求をした（以下「本件公開請求」という。）。これに対して、実施機関（担当課：総務課）は、同月19日、下記（i）および（ii）の各文書を公開請求の対象となる文書（以下「対象文書」という。）と特定し、これを公開するとともに、町条例第5条第4号カに該当するとして下記（iii）の部分を非公開と決定した（以下「前回の決定」という。）。

##### (i) 平成24年度の研修について

- ① 同年度若手・新採用職員フォローアップ研修実施要領（町主催、期間：10月22日～23日）
- ② ①の研修の受講者名簿
- ③ 同年度「財務事務」研修講座実施要領（神奈川県市町村振興協会主催（派遣研修）、期間

: 9月25日～27日)

④ ③の研修に参加した職員が町長宛に提出した復命書

⑤ 同年度の研修受講実績

(ii) 平成25年度の研修について

① 同年度新採用職員フォローアップ研修実施要領

② ①の研修の受講者名簿

③ 同年度「財務事務」研修講座実施要領(神奈川県市町村振興協会主催(派遣研修)、期間

: 9月27日、10月1日～2日)

④ ③の研修に参加した職員が町長宛に提出した復命書

(iii) 非公開部分

① (i) ②の受講者名簿のうち、職員コード、氏名、補職名、採用年月日

② (ii) ②の受講者名簿のうち、補職名、氏名、カナ氏名、採用年月日

③ ④の復命書のうち、補職名、氏名、考察意見

(2) 平成26年4月23日付答申および本件決定

異議申立人は、同25年11月26日、前回の決定を不服とし、非公開部分の公開を求める異議申立てをした(以下「前回の異議申立て」という。)。当審査会は、対象文書の内容を直接参照した上で審議した結果、(iii)①・②における補職名、氏名、カナ氏名、採用年月日ならびに(iii)③における補職名、氏名および考察意見中の研修の日時、研修先、研修の概要等の客観的事実に関する記述を含むに過ぎない情報は、町条例第5条の列記する非公開事由のいずれにも当たらず公開すべきであると判断した。その一方で、(iii)③における職員の考え方や感想を含む情報は、町条例第5条第4号カに該当し、非公開とされるべきであると判断した。当審査会は、これらの内容を答申書にまとめた上で、同26年4月23日、実施機関に提出した(葉情審第1号。以下「前回の答申」という。)

実施機関は、前回の答申に基づき、復命書に記載された考察意見のうちいかなる部分が職員の考え方や感想を含む情報であり町条例第5条第4号カに該当し非公開とされるべきかについて当審査会と協議の上、同年5月22日、改めて本件決定をした。

## 2 異議申立人の主張

異議申立人は、平成26年5月26日に本件決定があったことを知り、これに対して本件異議申立てをした。その理由は、次のとおりである。

本件決定においては、復命書のかなりの部分が公開されたが、「感想」、「考察」、「内容」、「達成度」、「業務に生かすポイント」、「所属課員へ伝達できること」などの内容の個所で、未だ多くの部分が非公開とされた。しかし、これらの部分は、次の理由から、町条例第5条第4号カに該当するとは考えられない。

第一に、復命書には、誰に読まれても差し支えない内容が書かれていると推定されること。すなわち、研修に参加した職員は、復命書において研修以外の事項について書いているとは考えられない。また、職員は、上長、職員課長などが読むことを承知して復命書を書いている。研修と離れた「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある程の政策・人事事項などを書いているとは考えにくい。それ程の重要な内容があれば、研修に伴う復命書以外の別の機会・手段で上長、関係者に伝えることができる。それゆえ、復命書には、誰に読まれても差し支えない内容が書かれていると推定される。

第二に、神奈川県では職員の研修に係る復命書について、感想、意見を含め、全面的に公開していること。すなわち、神奈川県は、職員の記載した感想、意見を「公開しても、業務の執行に差し支えがない」と判断していると考えられる。葉山町職員は、神奈川県職員よりも「業務の執行に差し支え」が出る程、高度に政策的内容のある復命書を書いているとは考えられない。本件決定は、前回の答申を拡大解釈し、公開してもなんら業務に差し支えないものまでも「積極的」に非公開としたのではないか。むしろ、都合の悪い情報を隠すために、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとして、情報を非公開としたのではないか。

第三に、町が、職員個人の意見・感想をすべて隠そうとするならば、町職員は表情のない、仮面を被った集団となること。「開かれた町政」からは遠くなり、条例第1条の「町民の町政への参画に寄与する」との目的にそぐわない。議会で、議員から発言があったように「自己の意見を発表できないような職員は不要である」。

このほか、異議申立人は、実施機関により非公開とされた部分については、公開請求者においてその適否を判断できないので、情報公開審査会などによる検証システムが必要と提言している。

### 三 当審査会の判断

#### 1 本件異議申立ての特徴

本件異議申立ては、本件決定が違法であるとして、その取消しを求めるものである。しかし、実質的にみれば、本件公開請求に係る対象文書はすべて公開すべきであり、非公開とすることは違法であると主張する点で、前回の決定を争う前回の異議申立てと全く同一の特徴を有している。

確かに、前回の決定は、本件決定によって取り消されて（消滅して）おり、本件異議申立ては、前回の決定を争うものではなく、前回の異議申立てとは別事件である。しかし、争訟の対象が異なり別事件であるといっても、本件異議申立ては、前回の異議申立てに対する前回の答申および本件決定によって決着をみた紛争を蒸し返したものに過ぎない。

#### 2 情報公開審査会の役割

情報公開決定（町条例第9条）に対する異議申立ては、違法または不当な非公開決定によって町条例に基づく情報公開請求権を侵害された者を簡易迅速な手続で救済する手段である（行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第1条第1項）。実施機関は、異議申立てに理由があると認めるときは、違法または不当な非公開決定を取り消した上で、改めて適法・妥当と考える決定をしなければならない（同法第47条第3項）。

しかし、実施機関は、非公開決定をした行政庁自身であるから、自己の判断の過誤に気付かず、違法または不当な非公開決定をそのまま維持するおそれがないとは言えない。

それゆえ、町条例は、異議申立ての審査の客観性や公正さを確保するため、実施機関に対し、異議申立てに係る事件について葉山町情報公開審査会に諮問し（町条例第15条）、答申を尊重して、異議申立てに対する決定をするよう義務づけている（町条例第17条）。さらに、情報公開請求に係る行政情報の内容を確認できない請求者に代わり、第三者的な立場にある審査会が、客観的で公正な判断をすることができるように、審査会において情報公開請求に係る行政情報そのものを直接参照して審議・検討できるようにしている（町条例第20条第3項）。

### 3 前回の答申の概要

当審査会は、前回の異議申立ての審議に当たり、研修に参加した職員の提出した復命書を含めて対象文書のすべての内容を参照した上で、前回の決定を維持すべきかどうかを審議した。その結果、当審査会は、次のように判断した。

第一に、職員研修は、職員の資質と職務の能率向上を目的として、町が行政活動の一環として実施するものであって、対象文書は、こうした行政活動のために作成または収集された文書であるから、情報公開制度の対象となる行政情報（町条例第2条第2項）に含まれる。それゆえ、町条例第5条に該当する部分を除き、公開されるべきである。

第二に、職員は、自己の職務として研修に参加したのであり、対象文書に記載されている補職名、氏名、カナ氏名、採用年月日は、町条例第5条第1号イに該当し、公開されるべきである。ただし、職員コードは、それ自体では意味のわからない文字列に過ぎないが、職員を特定し、その職員に関する情報を引き出すための鍵として機能するものであり、その管理には慎重を要するため、非公開とされるべきである。

第三に、対象文書のうち復命書に記載された職員の個人的な考え方や感想にわたる部分は、町条例第5条第4号カに該当し、非公開とされるべきである。行政活動としての研修を向上させるには、研修に参加した職員に、率直な見解を復命書に記載してもらう必要がある。しかし、自己の考え方や感想が、一般公開されることを意識するならば、役場外の者による誤解・批判をおそれ、自己の考え方や感想を率直に記載しない職員が現れても不思議ではない。こうした事態が生じるならば、職員研修に参加した職員から復命書を徴する意味を失わせることになる。それゆえ、職員の個人的な考え方や感想にわたる部分は、非公開とされるべきである。

#### 4 本件決定において非公開とされた部分

二1 (2) で指摘したように、当審査会は、前回の答申をした後、直ちに実施機関の補助職員とともに非公開とすべき部分を確定する作業を行った。この作業を前提にして、実施機関は、本件決定をした。

当審査会は、本件異議申立てを受けて、改めて復命書の内容を検討したが、本件決定において非公開とされた部分は、非公開のまま維持されるべきであると判断した。

すなわち、復命書は、研修に参加した職員自身が、自己の氏名、所属、補職名を付して、考察意見を記載している。考察意見の記述方式・記述量は任意であり、研修における受講内容や日常的な担当業務について記述した部分もあれば、職員が主観的に感じた達成感・満足度あるいは純粋に主観的な感想を記載した部分もある。さらに、客観的な事実と単なる職員の思い付き・推測が区分できない形で混在して記述されている場合もある。こうした状態の復命書をそのままの形で公開するならば、職員が羞恥の念を抱くことが容易に想像できるばかりでなく、誤解に基づく個人的な非難を受けるおそれもある。

#### 5 神奈川県との相違について

異議申立人は、神奈川県においては、職員の記載した感想、意見も公開されていると主張している。そして、これを裏付けるための資料として、別添資料2①～⑤を提出している。

各地方公共団体の情報公開制度は、条例の定め方に多少の相違はあるものの、その理念・目的はほぼ共通である。それゆえ、情報公開請求者において同一の特徴を有すると考える情報が、一方において公開され、他方において非公開とされる事態が生じた場合に、情報公開請求者がこれを不合理であると感じることは、もっともなことである。

しかし、各地方公共団体の抱える事情は、多様であり、その時や状況によっては、公開の可否に関する判断が分かれる可能性がある。さらに、情報公開請求者において同一の特徴を有すると考える情報であっても、実際には同一内容の文書とは言えない場合も多い。

本件の復命書は、研修に参加した職員自身が作成した書面であり、町において編集・修正したものではない。公開された復命書を閲覧すれば、いずれの職員が作成したのか一目瞭然の状態になっている。これに対して、異議申立人が提出した別添資料①～④は、研修に参加した職員から提出されたアンケートを神奈川県の別の担当職員が作成した報告資料であって、研修に参加した職員自身が作成した書面ではない。研修に参加した職員自身が作成した文書であるように見える部分もあるが、それには、当該職員の氏名、所属、職名は記されておらず、いずれの職員が作成したのか判別することができない状態になっている——別添資料①～④に付された職員の氏名は、当該報告書を作成した職員の氏名であって、研修に参加した職員の氏名ではない——。

また、別添資料⑤は、職員の氏名ばかりでなく顔写真も付されている。しかし、これは、神奈川県のサイトにおいて一般公開することを前提にして作成された文書であるとしか考えられ

ない。本件の復命書とは、全く別の性質を有する文書であり、両者を同列に扱うことはできない。

以上のように、異議申立人が別添資料として提出する文書は、本件の復命書と同一内容を有する文書どころか、同一の特徴を有する文書ですらない。別添資料を根拠にして、本件の復命書と同一内容の文書が公開されていると言うことはできないし、本件決定において非公開とされた部分の公開を求める根拠とすることもできない。

## 6 結論

以上のことを前提にするならば、本件決定は維持されるべきであるから、本件異議申立ては、理由がないものとして、棄却されるべきである。